

平成16年厚岸町議会第4回定例会

平成16年度議案審査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成16年12月21日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年12月21日 午後 6時01分
	閉 会	平成16年12月21日 午後 6時42分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○			
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	病院事務長	古川 福一
助役	大沼 隆	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
収入役	黒田 庄司		
総務課長	田辺 正保	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
行財政課長	斉藤 健一		
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査委員	今村 實
		監査事務局長	阿野 幸男
税務課長	大野 榮司	教育長	富澤 泰
町民課長	久保 一将	教委管理課長	柿崎 修一
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委指導室長	大場 和典
環境政策課長	佐藤 悟	教委生涯 学習課長	松浦 正之
農政課長	西野 清		
水産課長	大崎 広也	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
商工観光課長	高根 行晴		
建設課長	北村 誠	農委事務局長	藤田 稔
水道課長	松澤 武夫	農政課長補佐	竜川 正憲

厚 岸 町 議 会 第 4 回 定 例 会 議 事 日 程

( 1 6 . 1 2 . 2 1 )

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度議案審査特別委員会)

委員長 議案審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 18時01分

委員長 それで、審査に入る前に、審査方法について皆さんにお諮りさせていただきたいんですが、この83、84、93、94、これは、議案番号は変わっていますが、中身はほとんど同じなんです、これが、本会議では一括審査というふうになっておりましたが、この委員会で同じように一括審査をしていくのか、1号ずつ、議案1つずつ順番に審査をしていった方がよろしいか、その点について、皆さんのご意見を伺って決めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「一括でいいです。採決は」の声あり)

委員長 もちろん、最終的な採決のときには1つずつやるのは当たり前ですが、それまでの議論なんですが、一括でよろしいですか。一つ一つでなくてよろしいですね。

(「採決は1号ずつですよ」の声あり)

委員長 採決はもちろん1号ずつやります。そうでなくて、その前のいわゆる質問なんです。

(発言する者あり)

委員長 そうです。83、84が職員の関係で、93、94が特別職の関係ということになっております。

それでは、議案83号、84号、93号、94号、一括しての審査という形で行います。

それでは、始めます。

議案83号 職員の給与に関する条例の制定について、議案84号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それから、議案93号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案94号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、4件を議題として、一括して質疑を行います。

発言のある方はどうぞ。

12番。

12番 今回特別職がさらに削減額を引き上げられたんですが、今回と10%のこの差額というのは総体で幾らぐらいなんですか、10%と15%と。

委員長 休憩します。

休憩時刻 18時05分

委員長 再開します。 再開時刻 18時05分  
総務課長 総務課長。

委員長 四役総体で申し上げます。15%、それから10%の差で生じる影響額につきましては 241万 3,647円です。

委員長 12番。  
12番 今回これらの議案が提案されていろいろ議論になったのは、一律10%に対する多くの意見ではなかったのかなと。それと、やはり低額の給与者をどうするのかと、どうその人たちを救っていくのかということが大きな内容だったのではないかなというふうに思うんですけども、今回この四役についてはこのような提案をされておりますけれども、一般職員の給与条例の改正について、私たちが議会の中で意見が出された、これらについては反映されなかったのはどういうことなのかちょっとお伺いをしたいというふうに考えます。

委員長 町長。  
町長 私からお答えをさせていただきます。  
議案審議の中でも既に答弁いたしております。一般職については、職員組合とも十分に話し合い、さらにはまた、組合に加入いたしておりません職員に対しましても十分に協議を重ねた結果、議案を提案をいたしておるわけであります。我々特別職については、私自体議案というものは町民意思の代表機関であり、議会の審議を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるべきものでなければならぬ、そのように考えておるわけであります。したがって、撤回しました議案81号、82号につきましては、議会の論議を真摯に受けとめまして、去る12月19日に厚岸町特別職報酬等審議会に新たな私の考えを申し上げ、ご意見を求めたわけであります。その結果ただいま審議いただいております内容の答申をいただいたわけでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 12番。  
12番 町長の意思是私もわかるわけですけども、やはり実際組合との合意ということもありましたけれども、やはり言ってみれば、一番給与の低い人たちの意見というのはなかなか組合であろうが非組合員であろうが、意見を反映させるということとはなかなか困難な状況にあるのではないのかなというふうに思うんですよ。立場が弱

いほど、そういう意見を反映させるということは大変なことではないのかなというふうに思うんですけども、そういうあたりにやっぱりしっかり耳を傾けていくというのが大事なことはないのかなというふうに思うんですけども、その辺ではいかがなんでしょうか。

委員長

町長。

町長

全くそのとおりでございます。真摯に、そしてまた十分にご意見を聞きながら、協議の中で提案をいたしたわけでありまして。今日の財政厳しい中でこの難局を乗り切るために、町職員としてのすばらしい考え方、姿勢が提案になっておるわけでありまして。一方、我々の給与につきましては、谷口議員もご承知のことと思います。報酬審議会の第2条、町長は、議会の議員の報酬の額並びに町長、助役、収入役、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとなっております。ですから、そういう手続を踏まえて再提案をいたしておるわけでありまして。

委員長

ほかにございますか。

2番、先ほど手を挙げていましたですね。

2番

大変な思いして、今回職員、それから特別職、削減を審議しているわけでございますけれども、特別職のこの上程されている15%削減、これについて、例えば課長職あたりと四役ですか、この給料の差と申しますか、整合性が、ちょっと私心配するんですけども、その辺についてちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長

総務課長。

総務課長

申し上げたいと思います。

今、課長職の一番所得の多い方との比較でございますけれども、教育長、収入役との差でございますけれども、概算で110万円、年間の総収入でございます。110万円の差でございます。

委員長

2番。

2番

月に直すと9万何がしですか。四役というのは、やはり非常に責任の重い立場だと思っておりますね。そういう中で、私ちょっと心配したのは、余り差がなければこれちょっとまずいなという、そういう心配したものですからお聞きしたんですけども、年間の110万円の差というのは、本当に四役にしては気の毒だなと、そういう気がするんですよ。せつかくこういうふうの上程されたわけですから、いい、悪

いということはちょっと別にしても、課長の8級あたりが一番高いんですかね。それと、教育長、それから収入役、この辺の差が余りなければちょっとまずいなど。

私は、できれば、町長思い切って15%という数字は出してこられたのはやむを得なしと。ただし、ほかの三役については15でなくて、もう少し少なくともよかったのかなと、こういう気がしたものですから質問させていただいたんですけれども。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

事実いろいろなご意見ありまして、実は、報酬審議会に諮問するに当たりまして、事前に内部協議をさせていただきました。財政状況に合った適正なカット10%でありましたけれども、しかしながら、議会の論議を踏まえて、新たなるカットの問題事前協議をいたしました。私としては、私だけが15%、あと助役、収入役、教育長については格差をつけようと腹構えがありました。しかしながら、3者ともに、厳しい状況の中で、やはり同率で提案をさせていただきたいというご意見もありました。私自体、そのお話を聞いて苦渋の決断をさせていただいて同率提案ということになったことをご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

他にございますか。

3番。

3番

今回の修正案を含めまして、2回の報酬等審議委員会を開催されておると思いますが。先ほどの説明でも答申を受けてきたという説明がございましたけれども、1回目、それから2回目の答申にそれぞれ附帯事項はなかったのだろうか。この辺、少なくともこれだけの議案でございますから、委員会の報告につきまして何かありましたらひとつ説明願います。

委員長

町長。

町長

報酬審議会の中ではいろいろなご意見がございました。四役の給料は適正であり、カットすべきではないというご意見もありました。しかしながら、最終的には最初も、今回もそうありますが、報酬審議会の答申を条例のとおりいただいたわけがあります。議論はありましたけれども、正式な附帯意見というのはないわけであり

委員長

3番。

3 番

議論はあったけれども、附帯事項は正式にはなかったと。わかりました。

今回、一連それぞれの議員の皆さんから意見を拝聴をさせていただきました。私なりに一般質問上程でのそれぞれの意見も申し述べさせていただきました。再提案に当たりまして、町長、四役の皆さん、指揮官としての対応をされた意思を表明されていただきましたことに対して本当に申しわけないな、そんな思いでいっぱいでございます。また、職員の皆様におかれましては10%、給料の本当に低いと言ったら語弊あるんですけども、まだ入って間もない方にとっても大変な負担英断をしていただいた。ですけれども、議員の皆さんそれぞれ私は意見を申されて、町長も四役も今後の町政執行に当たって十分ご理解をし、反映をしていただけるものと信じております。ぜひ職員の皆さんが、今後将来の自分の報酬も含めて期待が持てるような町政執行に当たっていただきたいと思います。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

我々四役、職員、条例提案の中でカット提案であります。大変なことであります。しかしながら、特に職員みずから痛みを分かち合おうという立場で決断をしていただいた。私は、町長という責任はますます重くなったな、職員と一体となって、さらにすばらしい厚岸町をつくっていかねばならない、そういう新たな気持ちでいっぱいあります。そういう意味において、これからもしっかりと町民に信頼得られる町職員、そしてまた、町の発展のために尽くしてまいりたい、かように考えるわけであります。

それと、先ほど報酬審議会の中で一部のお話いたしました、さらにこういうお話もありました。といいますのは、10%の中では、当分の間、でなかったのか。なぜ17年度に限り、というご意見もありました。

私は、3つの考えを申し上げます。皆様方もよくご承知をいただきたいと思ます。

1つは、先ほど担当の総務課長から趣旨説明がありました。財政状況のことは、これは当然のことです。

2つ目は、実は、人事院は、平成17年勧告で俸給の比重を下げ、手当を手厚くする考えで、公務員給与の地域等を拡大する方向やに承っております。そういたしますと、当然特別職につきましても、今までの慣例でいいますと、先ほど条文を読み



ましたけれども、報酬審議会に諮問し、答申をいただくことになっています。そういたしますと、今までは四役の給料も報酬審議会の答申を得て決定をいたしております。17年度以降にそういう方針が出れば、また新たな諮問を予想されるわけであり

ります。

3つ目は、議会でもいろいろ論議いたしましたけれども、私の任期は来年の7月まででございます。今回のカット15%は大変大きいものであります。そういう中で、18年以降につきましては、財政状況などの環境の変化に対応して、適切な処置を次期厚岸町の政策を担う方にゆだねるべきである、そのように考えておるわけであり

ます。

以上、「当分の間」から「17年度限り」という趣旨についてはご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

他にございますか。

8番。

8番

特別職の方については、今、町長の答弁で判断としての適正を申し述べておりましたので、これは了解というか、重々承知いたしました。

ただ私は、さきに出されていた時点でも申し上げましたが、今回の83、84にかかわる一般職員の一律の10%ということについて、非常に疑問というか、決め方に大ざっぱ過ぎるというか、慎重さが無いなというふうに私は思います。

と申しますのは、この審議の中で明らかになったように、嘱託職員と称する4歳の総収入が360万円、あるいは高卒で入ってきても、この10%でのカットの中での手取り総収入というのは非常に大きいものがある、私は。同じ1人の食いぶちというか、その生活力といってもそれぞれ違うでしょうが、やはりそれなりの負担は皆同じような気がしてならないんであります。そういう意味からすると、今回国の場合というか、この地方自治体においても人事院勧告に従わざるを得ないわけですし、さらにこの後5%のカットがうわさされているというか、予定はされているんでないかと。

私は、サラリーマンの立場でそういった動きを見ていると、民間は、その変更は身が軽いというか、すぐ減額するのなら減額する、あるいはアップするのならアップするというやり方が多いんですが、公務員の場合は、その行動は非常に遅い。い

わゆる民間の推移を見てということになっているわけです。今回、私はさらに、この公務員の下降線というのは続くだろうし、さらに、厚岸町のこの先の財政を考えた場合に、今回は17年度限りという決定の仕方をさせていただくわけですが、その低所得というか、同じ働いている中、あるいは生活の一生涯の中で子供たち養育費、あるいは教育費等をこれからかけて生活をしていかなければいけないという立場であれば、同じ役場職員の中でもその差が歴然とついてくるのではないのか。私は、その立場立場で、それはいたし方ないといえればそれまでですが、同じ働く立場でいえば、その差というのはできるだけ少ないことにこしたことはないわけですが、もうちょっとその給与体系についてはしっかりと考えて行動を起こせばよかったのではないのか。一律10%ということでの低所得というか、安い賃金の職員の方には、非常にこれからの生活で厳しいものが続いていくだろうと私は思います。まだ、それでも高いと思われる町民の方はいらっしゃると思いますが、この立場の傘下にある以上は、私はそう申し上げておきたいなというふうに思います。

今後、明年さらにこのことが続くのか、あるいはわかりませんが、決して今の財政状況から好転するとは思えませんし、もし明年もこういう状況が続いて、こういう措置を施さなければならぬようなときは、私はその同じ役場職員の中の低い賃金の方というか、若年層を含めて、民間は既にそういう若年層、あるいは低位に対しての措置は施しはするわけですから、重々その辺を考慮いただければなというふうに存じ、申し上げておきます。

委員長  
町長

町長。

お答えをさせていただきます。

本年度の人事院の勧告は据え置きでありました。ご指摘ございましたとおり、民間の給与と格差がなくなっている傾向にあるわけであります。しかし、先ほど申し上げましたけれども、18年以後の人事院勧告、特に来年からは地域性を加味した勧告になりそうであります。しからば、今まで人事院勧告に準拠して一般職員の給与が決まってきたわけであります。18年度以後しからばどうするかということについては、財政事情もあります。しかし、職員としての生計費の問題等々も十分に考慮した中で決めるべきことである、そのように私は考えます。

また、今回の格差がなかったカット率については、先般も申し上げましたが、職員組合との協議の中でもご意見がございました。しかし、最終的には理解を示して

くれたという経緯もありますので、この点につきましてもご理解をいただければと、かように思っております。

委員長

8番さん、よろしいですか。

14番。

14番

同じようなことの繰り返しになりますので、なるべく短くお伺いをしたいと思えます。

当初、一律10%の削減というご提案をいただいて、それは公平ではないというふうにお話を申し上げました。上はいいけれども、下に行くほど大変な状況になるのではないのかということは何回も申し上げました。そして、今回このご提案をいただいております。私は、行政を進めていく上で、町長も既にお話しになっておられますけれども、どうしても職員の皆さんは心打ちひしがれるわけですよ。10%の給与を削減されるということは大変な苦しみだというふうに思うわけでありまして。そういうことで、一律というのは大変な矛盾をはらんでいると何回もお話を申し上げて、今回もこのご提案になったのかなというふうに考えております。

私は、これでも決して十分とは言えないと、大変申しわけございませんけれども、そういうふうに思っております。これから後、新しい年度の交付税については本年度並みというようなことが新しい地財計画の中で盛り込まれているようでありますから、平成17年度の財政運営はどのようになるのか、一時考えていたような重苦しさが幾らか和らぐのかなというふうに感じております。しかし、町長もご認識されているように、平成18年度以降は、これはどうなる。全くわからないのではなくて、平成17年度は何とか済むけれども、平成18年度以降は一層厳しくなる。そういう国の思惑がうかがえるわけでありまして。

さらに、この給与の面でも平成18年度以降厳しい状況が醸し出されるということがないわけではないわけでありまして。町長先ほど任期が平成17年6月というふうにおっしゃっておられましたけれども、平成18年度、私はやはり、負うべき苦しみになるだけ職員の給与の低い人に重い負担にならないような、そういうことで行政を進めていっていただきたい。それがまた、職員の皆さんの士気にもかかわってくるのではないかなというふうに感じております。

そういう点でご答弁をいただいて、さらなるご質問は申し上げるつもりはございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

委員 長  
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

公平、平等、これは、民主主義にとっては大事なことであります。一方、公平とは、一律カットすることも公平なんです。しかしながら、今、田宮議員がご指摘ございましたとおり、給与の低い方々も大変なんです。わかります。だからこそ、何度も言いますが、職員組合との協議の中でこのこともいろいろ協議したんです。しかしながら、最終的にはご理解をいただいたわけであります。

そこで、今回の給与のカットによって、職員が士気をなくする、やる気をなくするということであってはなりません。町長としてともどもすばらしい厚岸町をつくるためには、職員の絶大なる支援、協力なくして若狭町政の推進はないわけであります。そういう意味において、町長としてリーダーシップを発揮をしながら、人事管理をしっかりとしながらともどもすばらしい厚岸町をつくっていきたい。なお一方、私に課された責務は、健全財政の維持であります。不透明な点がありますが、しかしながら、その時代時代に、厳しいけれども、難局を乗り切ることも私の責務であります。しっかりと頑張ってまいりたいと存じます。

委員 長

よろしいですか。

他にございますか。

他に質疑ございませんか。

(な し)

委員 長

なければ、以上で質疑を終わります。

まず初めに、議案第83号についてお諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

委員 長

異議ありますか。

(「職員給与に関する条例に反対します」の声あり)

委員 長

83号、職員の給与です。

(「異議あり」の声あり)

委員 長

異議あり。討論ありますか。

(「反対」の声あり)

委員長

異議だけでいいですね。討論ありませんね。  
それでは、これより起立により採決を行います。  
お諮りいたします。  
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第84号についてお諮りいたします。  
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

委員長

異議ありますか。討論はありませんね。  
これより起立により採決を行います。  
お諮りいたします。  
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第93号についてお諮りいたします。  
93号、特別職の職員の給与です。  
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第94号についてお諮りいたします。  
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

委員長

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。

よって、議案審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻 18時42分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年12月21日

平成16年度議案審査特別委員会

委員長